

## 沼津市制 100 周年 P R 用法被の貸出について

沼津市制 100 周年を P R するため作製した法被を広く活用していただくにあたり、貸出のルールについて次のとおり定めます。

### 1 貸出対象者

- (1) 沼津市役所内各課
- (2) 沼津市制 100 周年記念事業に係る後援名義使用承認を受けた主催団体
- (3) その他、沼津市制 100 周年 P R に資すると政策企画課長が認めた事業の主催団体

### 2 使用料

使用料は無料です。使用後は、洗濯の上速やかに返却してください。

### 3 貸出枚数

最大 45 枚までの貸出が可能です。

### 4 貸出申請

別紙の「沼津市制 100 周年 P R 用法被の貸出申請書（以下「貸出申請書」という。）」に必要事項を記入し、添付資料と共に沼津市政策企画課市制 100 周年記念事業推進室（以下「100 周年室」という。）へ提出をお願いします。

### 5 貸出許可

貸出申請書及び添付資料を審査の上、他の貸出状況を鑑みて「沼津市制 100 周年 P R 用法被の貸出許可証（以下「貸出許可証」という。）」を交付します。

### 6 貸出条件

- (1) 貸出許可証に記載された日時に、使用責任者が 100 周年室へ直接受領及び返却すること。
- (2) 貸出申請書に使用するすべての方の氏名が記載された名簿を添付すること。
- (3) 貸出申請書に記載した事業以外で使用しないこと。
- (4) 貸出申請書に記載した団体以外の団体等に再貸出をしないこと。
- (5) 貸出し後、十分な管理・保管をすること。
- (6) 返却された法被が著しく破損、消耗し修理を必要とする場合は修理費を負担すること。
- (7) 使用者の不注意によって生じた損害等については一切の責任を負わない。